

次期ふくしま健民アプリ開発運営業務委託仕様書（案）

第 1 業務名

次期ふくしま健民アプリ開発運営事業

第 2 目的

福島県（以下、「本県」という）では、健康指標の改善のため、運動と食に関連した健康づくりの取組の一層の推進を図る必要がある。

これまで本県では、スマートフォンアプリのふくしま健民アプリを平成 28（2016）年度から運用し、気軽に楽しく健康づくりが実践でき、主に歩数に対してインセンティブを付与する仕組みを取り入れ、健康づくりを推進してきた。

しかし、より効果的・効率的に健康づくりを推進するためには、PHR（パーソナルヘルスレコード）を活用し健診情報等を一元的に管理し、データやエビデンスに基づき個人の健康状態やリスクを予測し、生活習慣の改善を促すことが求められている。

本業務は、これらを具現化するための仕組みを備えた「次期ふくしま健民アプリ（以下「アプリ」という。）」を構築し、福島県民の健康状態に応じ、個人に適した健康づくりに関する情報発信等を行い、適切な生活習慣の実践を促すとともに、データの変化や医療費削減効果等を分析し、PDCA サイクルを実行しながら事業運営を行い健康指標の改善を図ることを目的に実施する。

第 3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※詳細なスケジュールについては、別途協議の上決定する。

第 4 業務委託範囲

業務の実施に当たっては、次の各号に掲げる業務内容に加え、「別紙 3 福島県におけるスマートシティの推進について（オールふくしま DX 推進基本設計構築事業成果概要）」、「別紙 4『オールふくしま DX 推進基本設計策定業務』最終報告書」を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は受託者が自らの知見を最大限活用して実施するものとする。

また、本アプリのシステム（サービス）は、本県が構築したデータ連携基盤を活用して構築する。

そのため、データ連携基盤構築等業務の内容について理解の上、当該業務と連携しながら業務を進め、双方が実施する作業工程や構築するシステム間の連携、運用等について最適なものになるよう調整を行うこと。

加えて、本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装 TypeV）の交

付を受けて実施するものであるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱等、随時発出される国からの通知・指示に沿って業務を実施すること。

なお、次の各号に掲げる業務内容について、過不足やその他対応すべきと考えられるものがあれば追加提案し、本県と協議の上、実現すること。本業務の業務委託範囲は以下のとおりとし、業務遂行上必要な費用は受託者にて負担すること。

第5 業務内容

1 共通事項

(1) サービス提供環境

ア 機器環境

- ・本システムは、インターネット上のクラウドサービスを利用することとし、安定的に常時運用が可能とすること。
- ・ユーザーインターフェース（ネイティブアプリ、Web アプリ等）については、本サービスにおいて最も有用だと考えられる方針、及び当該方針におけるメリットとデメリットを提案の上、提供を行うこと。またデメリットに対する対応策についても提案すること。
- ・OS は、iOS11.0,Android7.0 以降に対応し、国内の通信会社（NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天ほか）より発売された機種で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。
※スマートフォンアプリにおいては、OS のセキュリティ等を踏まえ、iOS11.0 以降、Android7.0 以降のバージョンに対応すること。
- ・ブラウザは、GoogleChrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
- ・機種によって機能制限がある場合は、予め動作検証を行ったうえで発注者の確認を受けること。
- ・タブレット型の一般的な機種についても、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整できること。

イ ネットワーク環境

- ・利用者側はインターネットで接続できるようにし、管理者側は LG-WAN 系もしくはインターネット系で接続できるようにすること。
- ・インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。

ウ データ管理

- ・デバイス内には個人を特定できる情報は保有せず、サービス提供クラウド（データセンター内）でデータを保管すること。

- ・データについては定期的にバックアップを実施し、消失等がないよう対策を講ずること。
- ・スマートフォンの端末故障時や機種変更時のデータの引継ぎに配慮を行うこと。

エ サービス提供時間

- ・原則24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。

(2) ライセンス数

ア 利用者ライセンス

- ・利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として10万アカウント以上対応とすること。

イ 管理者ライセンス

- ・管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、管理者ユーザー数として10以上対応とすること。

(3) デザイン・操作性

ア デザイン

- ・年配者やスマートフォン初心者にも分かりやすいような画面設計をすること。
- ・これまでのふくしま健民アプリのロゴやデザイン等を活用すること。

イ 操作性

- ・利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、分かりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。

ウ アクセシビリティ

- ・「JISX8341-3:2016」が規定する「レベル AA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインとすること。

(4) 情報セキュリティ

ア 認証資格

- ・より安全な事業運用のため、資格保持・実務経験等により、以下の知見を持つ者を本事業の運営体制内に加えること。

【セキュリティを担保した事業運営にとって有益と思われる下記資格を有する者】
 経済産業省が認定する情報処理安全確保支援士、同省が認定する情報セキュリティスペシャリスト試験、米国 ISACA (Information System Audit and Control Association: 情報システムコントロール協会) が認定する CISA (Certified Information Systems Auditor: 公認情報システム監査人) 試験、同協会が認定する、CISM (公認情報セキュリティマネージャー: Certified Information Security Manager) 試験

- ・情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証、またはプライバシーマークの付与認定を受けている事業者であることを証する書類を

提出できること。

イ データセンター

- ・データセンターは Tier3 または 4 相当であり、建築基準法（昭和 25 法律第 201 号）の新耐震基準に適合していること。
- ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。

ウ 個人情報、情報セキュリティの遵守

- ・個人情報保護法及び福島県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

エ アクセス・操作ログ

- ・管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。

オ 不正プログラム対策

- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピューターウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それらの対策で用いるソフトウェアは最新の状態に保つこと。
- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

カ その他セキュリティ対策

- ・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施すること。

(5) サービス終了時・契約満了時等の対応

ア 保存データの提供

- ・サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し発注者に提供すること。

イ 保存データの消去等

- ・サービス終了もしくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては復元不可能な状態にすること。また、利用者がアカウント登録抹消の手続きを行った場合も速やかにシステムから削除すること。

ウ オプトアウト対応

- ・利用者からの申出により、当該利用者に関する情報を全部または一部削除できるようにすること。

(6) 利用規約等

ア 利用規約への同意

- ・サービス初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができるようにすること。
- イ 自動取得情報への同意
 - ・利用者がサービスを利用した場合に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意をとることができるようにすること。
- ウ プライバシーポリシー
 - ・プライバシーポリシーを表示すること。
- エ その他
 - ・サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせを行うことができること。
 - ・サービスの運用状況や利用状況（利用者登録数やアクティブ利用者数など）を定期的または任意の時点で集計し、確認できるようにすること。
 - ・サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

2 資格管理

(1)利用者側アカウント管理

ア アカウント設定方法・認証方法

- ・本サービスは、「データ連携基盤構築等業務」で構築したデータ連携基盤で生成・管理する共通 ID を用いるとともに、当該基盤上に構築される他サービスとシングルサインオンによるログインを可能とすること。そのため、「データ連携基盤構築等業務」の受託者から示される ID 連携仕様書に基づいて ID 連携を実施すること。
- ・ID 作成者の個人情報の活用については、データ連携基盤側で取得する本サービスへのオプトイン(事前同意)が前提となる。
- ・ID に紐づく申請者の属性情報に基づき、本サービスにログインした時点で、本サービス内で住所地市町村を認識することにより、利用者が住所地市町村を選択するフローを省略可能とすること。
- ・共通 ID 未連携の場合でも、属性情報を活用しない範囲でサービスの利用が可能なこと。

イ アカウント情報の修正・訂正

- ・利用者自身がアプリ上でアカウント情報の修正・停止（廃止）を行えるようにすること。
- ・管理者または受託事業者が利用者のアカウント情報を確認・停止（廃止）ができるようにすること。

(2)管理者側アカウント管理

ア 管理情報

- ・管理者アカウントを作成できるようにすること。

イ アカウント設定方法・認証方法

- ・管理者アカウントの設定方法及び認証方法について指定をすること。

ウ アクセス制御

- ・アカウントごとに管理アカウントの権限を設定できるようにすること。

3 アプリ機能要件

(1) 基本項目

ア UI/UX の改善等

- ・アプリレビューなどの情報を基に必要な応じて利用者の操作性・利便性を高めるアップデートを実施すること。

(2) ヘルスデータに関する記録

ア 身体に係る基礎データの記録

- ・体重など各種基礎データを日々記録することができること。
- ・血圧や脈拍等の各種健康関連データを記録することができること。

イ 基礎データの確認

- ・体重やBMI 値などの記録をグラフ化して表示することができること。

ウ 健診記録の登録

- ・健康診断等の記録を登録することができること。
- ・記録された健康診断結果に応じて、アドバイス等を表示できること。

(3) 運動に関する機能

ア 歩数管理機能

- ・歩数目標を設定することができること。
- ・歩数データを収集し、アプリ内で記録することができること。
- ・収集した歩数データを日・週・月ごとにグラフなどで可視化できること。
- ・目標達成状況を確認することができること。
- ・歩数データから計算した移動距離や消費エネルギーなどを表示することができること。

イ 外部システムとの連携

- ・iOS 及び Android が提供するヘルスケアアプリやウェアラブルデバイス等から歩数情報やライフログデータを取得すること。
- ・マイナポータルで保有している各種健診結果の情報を連携し、アプリ内で閲覧可能とすること。健診結果の表示はユーザーに分かりやすいように表示を行うこと。

(4) 食事に関する機能

ア 食事の記録

- ・食事情報の入力や写真を撮影すると、カロリーや栄養成分が表示できるようにすること。
- ・カロリーや栄養成分の表示についてグラフなどで可視化できること。

- ・足りない栄養成分など分かりやすく表示することができること。
 - ・食事の記録から自動で食事のアドバイスができること。
- (5) ポイント付与・管理
- ア 徒歩による付与
- ・歩数データに応じ、設定したポイントを付与することができること。
- イ イベントへの参加による付与
- ・指定するイベントへの参加に対し、イベントごとにポイントの数を設定することができ、ポイントを付与することができること。
 - ・ポイントが付与されるイベント情報（開催期間、開催場所、ポイント数、対象者など）をアプリ内でわかりやすく表示できること。
- ウ その他のポイント付与
- ・健康に関する取組について、自己申告を行うことで設定したポイントを付与することができること。
 - ・アプリ内で実施するアンケート等への回答者へポイント付与ができること。
 - ・その他、管理者が指定する内容について柔軟にポイント付与項目が設定できること。
- エ 二次元コードによる付与
- ・イベント参加におけるポイント付与等について、アプリ内からカメラを起動し、二次元コードを読み取ることでポイントが付与できること。
 - ・ポイント付与等の二次元コードを無制限に作成できること。また、二次元コードは、読み取り回数や有効期限などを設定することができること。
- オ ポイントの表示
- ・保有しているポイントがアプリ内で容易に確認することができること。
- カ ポイントの有効期限
- ・ポイントに有効期限を設定できること。
- キ 利用状況の確認
- ・ポイントの付与履歴・利用履歴を確認することができること。
- (6) ポイント及びインセンティブの交換・活用
- ア ポイントの交換・活用方法
- ・貯めたポイントは、県が別途構築する、共通ポイントアプリ（仮称）で消費することができるように、データ連携基盤を利用し、共通ポイントアプリ（仮称）より提供されるポイント情報を受け渡す API、及び消費されたポイント情報を反映する API の呼び出しができる機能を県と協議して実装すること。
- イ インセンティブ
- ・アプリの利用率やイベントへの参加など、条件を達成した方にインセンティブ（抽選で賞品が当たるなど）を提供することができる機能を実装すること。

(7) 通知配信

- ・管理者からイベント情報などのお知らせをプッシュ通知により実施することができること。
- ・プッシュ通知の配信日時を予約設定することができること。
- ・利用サービスや利用者の属性により受信者を限定してプッシュ通知ができること。
- ・アプリの利用状況や歩数等の活動状況、個人の属性情報等に応じ、活動促進につながる通知を送ることができること。

(8) その他健康増進につながる機能

ア 取組促進に寄与する機能

- ・達成感につながる、競争心が掻き立てられる、新鮮味を感じられるなど、利用者がアプリを使い続けられる機能を実装すること。

イ グループ登録機能

- ・アプリを利用している利用者同士が、アプリ内でグループを作成できること。

ウ ハイリスクアプローチ機能

- ・管理者からハイリスク者に対して個別に情報発信等ができるようにすること。

(9) デジタル技術及び AI の活用

ア ウェアラブル端末との連携

- ・スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスと連携し歩数等を連携できること。

イ マイナポータル API 連携

- ・マイナポータル API 連携により、健診結果等を連携できること。

ウ AI の活用

- ・健診結果やライフログデータから、健康状態の変化を AI が予測しアプリ上に見える化するとともに、AI によるレコメンド機能ができること。AI の機械学習については、できるだけ福島県版健康データベース (FDB) のデータをビッグデータとして使用すること。福島県版健康データベースの利用が難しい場合でも、福島県民の健康課題に合わせて AI がレコメンドできる代替案の提案を行うこと。

※FDB……県人口のおよそ7割をカバーする4医療保険(福島県内の国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険、後期高齢者医療制度、地方職員共済組合)の加入者の情報を格納しており、匿名化された保健・医療・介護データ等の提供を受け、県民の健康状態を「見える化」するためのデータベースを構築している。データベースは福島県立医科大学内の物理サーバにて構築しており、スタンドアロンで運用している。

(10) アンケート機能

ア) アンケート回答

- ・アプリ内にアンケートフォームを設置し、利用者が容易に回答できる機能を有すること。

イ) アンケート集計

- ・アンケート結果を集計し、CSV 等でダウンロードできること。

4 管理機能

(1) 管理画面

- ・アプリで登録・収集されたデータの閲覧や、アプリの設定等を行うことが可能な、管理画面を有すること。
- ・アプリで登録・収集されたデータを分析できること。なお、分析は傾向分布の確認や健康課題の発見ができるほか、医療費抑制への効果などを分析できるようにすること。

(2) 管理システムの利用環境

- ・管理システムはブラウザ環境から利用可能で、専用ソフトのインストールが不要であること。
- ・アプリ利用者の情報を確認・抽出ができること。
- ・利用者の利用状況を確認し、CSV 等でダウンロードできること。

5 その他

(1) アプリ機能拡張の提案

- ・県民の健康指標の改善が図られるよう、令和9年度までのアプリ機能拡張及びデータ連携基盤を活用した他サービスとの連携を見据えた、ヘルス・運動・食事データ等の API 提供や、当該データの利活用ユースケースについて、自由に提案をすること。
- ・本仕様書に記載のある機能について、令和7年度に導入せず、令和8年度以降に導入した方が効果的である場合には分かるように明記すること。

(2) 財務計画について

- ・開発費用とランニングコストに関する総額を年度ごとの内訳を明確にした上で、本サービスの財務計画（令和9年度まで）が分かるようにすること。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式第1号）
- (2) 業務完了届（様式第2号）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

7 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 概要資料
- (3) システム設計書
- (4) システム導入の手順
- (5) その他甲が必要と認める書類等

8 留意事項

業務の施行上の留意事項は次のとおりとする。

(1) 人員配置

- ・受注者は、本業務に精通した担当者を配置し、受注者の窓口として発注者と直接調整を行う。
- ・受注者は、本業務の実施にあたり、必ず2名以上の人員体制で臨むこととし、緊急の資料作成等、対応が図られるよう体制を整えるものとする。
- ・発注者は、受注者が配置する担当者に問題等があるときは、担当者の変更を要求できるものとし、受注者はこれに応じるものとする。

(2) 守秘義務

受注者が業務上知り得た個人情報及び発注者が非公開のものとして保有する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）の取り扱いは以下のとおりとする。

- ・受注者は、発注者の支持または承諾がある場合を除き、秘密情報を本業務以外の目的に使用し、第三者に引き渡してはならない。また、貸与された秘密情報が記録された資料等の複写は発注者の承諾をもって実施すること。
- ・受注者は、発注者から貸与及び履行中に作成された秘密情報が記録された資料等を履行期間終了後には発注者に返還すること。また、発注者の承諾により複写した資料等は廃棄または消去するものとする。
- ・受注者は、秘密情報の漏洩、事故及び守秘義務への違反する事態が発生した場合、及び発生が予測される場合は、すみやかに発注者に報告し、詳細の状況及び対策を示した書面の提出とともに、発注者の指示に従い、解決を図ること。
- ・本項の義務は、本業務の終了後も同様とする。

(3) その他の注意事項

- ・契約書と本仕様書に相違がある場合は、本仕様書の規定を優先するものとする。また、本仕様書に記載がない事項にあっても、本システムに必要と認められる事項に関しては発注者と協議のうえ行うこと。
- ・法令、条例及び規則等を遵守し、発注者が最適な成果を得られるよう本業務を遂行すること。
- ・本業務の履行の際には、上記の指示事項及びその他要件について、発注者と十分に協議を行うとともに、発注者の指示を受けること。また、作業内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、対応すること。
- ・受注者が本業務の履行のために、作業する環境は、受注者の負担によることとし、発注者では一切提供しない。ただし、発注者と受注者との会議、打合せ及

び操作説明に係る場所については、発注者にて提供する。

- ・納入成果物に契約不適合が見つかった場合は、その契約不適合の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を行うこと。
- ・受注者は、本業務終了後においても、本業務納入成果物に関する照会に応じること。

(4) 疑義について

- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(様式第1号)

着 手 届

年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

次期ふくしま健民アプリ開発運營業務に着手したので届け出ます。

- 1 委託業務名 次期ふくしま健民アプリ開発運營業務
- 2 着 手 日 年 月 日

(様式第2号)

業 務 完 了 届

年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

次期ふくしま健民アプリ開発運営事業を完了したので、届け出ます。

1 委託業務名 次期ふくしま健民アプリ開発運営業務

2 完 了 日 年 月 日

(様式第3号)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名